

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月18日（平成30年（行情）諮問第28号）

答申日：平成31年3月13日（平成30年度（行情）答申第484号）

事件名：特定月頃に特定職員が特定の文書を行政文書ファイルとして登録しなかった理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け防官文第12112号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

特定年月に横須賀地方総監部（以下「横監」という。）法務係長・特定事務官Aは護衛艦隊司令部で特定ファイルを「発見」した。そしてこれを行政文書ファイルとして管理簿に登録した。しかし、そうだとすれば、横監法務係（自分の手元）に既にあった特定訴訟関連文書も同様に登録しなければならないと気付いたはずである。そうしなかったのには理由があるはずである。

（2）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合わせによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要がある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同

申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。更にいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、開示請求に該当する行政文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行ったところ、異議申立てが提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、海上幕僚監部（以下「海幕」という。）及び横監の関係部署において、机、書庫及びパソコンを探索したが、保有を確

認することができず、関係職員にも聞き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件異議申立てを受け、念のため、海幕及び横監の関係部署において改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

上記2のとおり本件対象文書については、関係職員からの聞き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成31年2月27日 審議
- ⑤ 同年3月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、原処分の取消し、文書の再特定及び全部開示決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には、本件対象文書の保有の有無を争うものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提示する旨主張するが、その後1年以上経過した時点においても、当該追加意見書の提示はなされていない。）。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求文言については、以下のとおりに解した。

（ア）本件開示請求文言にいう特定ファイルについて

「平成24年度特命監察（特定アンケート事案）結果について（報告）」（平成24年8月30日付け海幕監察第7309号。以下「特命監察報告1」という。）には、概要下記の記載が認められ

る。

a 特定年に特定護衛艦において発生した自殺事案について当時の特定護衛艦の艦長が個人的に収集していた資料（以下「艦長資料」という。）が、特定事務官Aによって特定年月頃に、護衛艦隊司令部から横監に移管された。

b 上記移管の際、特定事務官Aは上記資料の一部を行政文書ファイル管理簿に登録した。

上記a及びbの各記載を踏まえ、本件開示請求文言にいう特定ファイルとは、艦長資料を指すものと解した。

(イ) 本件開示請求文言にいう「それまで横須賀地方総監部総務課にあった特定訴訟関連文書」について

「特命監察に関する追加調査結果（報告）」（平成25年7月25日付け海幕総第6798号。以下「特命監察報告2」という。）には、概要下記の記載が認められる。

a 特定年月日1付けで横監管理部総務課法務係長となった特定事務官Aは、前任者から資料の入った段ボール箱を引き継いだ後、当該段ボール箱を資料が入ったままの状態で保管していた。

b 特定事務官Aは、特定年月日2付けで横監管理部総務課法務係長から転出する際に、後任者である特定事務官Bに当該段ボール箱を渡した。

上記a及びbの各記載を踏まえ、本件開示請求文言にいう「それまで横須賀地方総監部総務課にあった特定訴訟関連文書」とは、当該段ボール箱の中に入っていた資料（以下「本件資料」という。）を指すものと解した。

ウ 上記イを踏まえ、本件開示請求については、特定事務官Aが艦長資料を特定年月頃に護衛艦隊司令部から横監に移管し、当該資料の一部を行政文書ファイル管理簿に登録した際、本件資料を行政文書ファイル管理簿に登録しなかったこと及びその理由が記載された文書の開示を求めるものと解した。

エ 上記ウを踏まえ、(i) 特定事務官Aが艦長資料を特定年月頃に護衛艦隊司令部から横監に移管し、当該資料の一部を行政文書ファイル管理簿に登録した際、本件資料を行政文書ファイル管理簿に登録しなかったことが記載された文書及び(ii) 特定事務官Aが艦長資料を特定年月頃に護衛艦隊司令部から横監に移管し、当該資料の一部を行政文書ファイル管理簿に登録した際、本件資料を行政文書ファイル管理簿に登録しなかった理由が記載された文書について、探索を行ったが、その存在を確認することはできなかった。

オ なお、特命監察報告1及び特命監察報告2には、上記イ(ア)及び

(イ)に係る事実関係が記載されているものの、特定事務官 A が艦長資料を特定年月頃に護衛艦隊司令部から横監に移管し、当該資料の一部を行政文書ファイル管理簿に登録した際、本件資料を行政文書ファイル管理簿に登録しなかったこと及びその理由に係る記載は確認できず、いずれも本件対象文書には該当しないと考えられたため、特定しなかった。

カ 本件異議申立てを受け、改めて、関係部署の机、書庫及びパソコンを探索するとともに、関係職員にも聞き取りを行ったが、本件対象文書に該当する文書の保有を確認することができなかった。

(2) 諮問庁から特命監察報告 1 及び特命監察報告 2 の提示を受けて確認したところ、その内容は上記 (1) イ及びオの諮問庁の説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記 (1) の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約 2 年 3 か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てにおける処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙)

特定年月頃、特定ファイルが護衛艦隊司令部で「発見」された際、なぜそれを受領した横須賀地方総監部法務係長が、それまで横須賀地方総監部総務課にあった特定訴訟関連文書を行政文書ファイルとして登録しなかったかがわかる文書（このとき法務係長は、なぜか特定ファイルの一部だけを登録している。）。